

## 鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の心身の健康を維持する上で不可欠である介護サービスについて、各介護サービス事業所等が感染症対策を徹底した上で必要なサービスを提供する体制を構築することができるよう、事業所等の取組等を支援することを目的として交付する。

### （補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1、別表2、別表3、別表4の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、次の各号で定める額の合計とする。

（1）事業所・施設ごとに、別表1、別表2の第4欄に定める基準単価と、補助事業に要する別表1、別表2の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とを比較して少ない方の額

（2）事業所・施設ごとに、別表3の第4欄に定める基準単価の額

（3）事業所ごとに、補助事業に要する別表4の第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨てる。）。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### （流用の禁止）

第4条 各補助事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

### （交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、令和3年2月26日までに行わなければならない。なお、規則第5条第1項の申請書は、別添2「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る申請書」によるものとする。

2 前項の申請は、本補助金のほか、「鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領」（令和2年7月21日付第202000104753号鳥取県福祉保健部長通知）で定める介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金と合わせて行うことができる。

3 第1項に規定する交付申請書は、県または県が指定する者に提出するものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額の範囲内で交付申請をすることができる。

### （交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日が属する月の翌月15日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、別添3「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）交付決定・概算払通知及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支給決定通知書」によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 各補助事業の補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告は、別添4「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）実績報告書」によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別添5「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）に係る消費税控除仕入税額報告書」により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月末日までに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。）

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（収益納付）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

別表1 (第3条関係)

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価(単位:千円、1事業所または1定員あたり)(※1)			備考
介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要なかかりまし経費が発生した県内の介護サービス事業所・施設等(※2)	以下に掲げるかかりまし経費 (1)衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 (2)外部専門家等による研修実施 (3)(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 (4)感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 (5)感染防止を徹底するための面会室の改修費 (6)消毒・清掃費用 (7)感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 (8)感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 (9)自動車の購入又はリース費用 (10)自転車の購入又はリース費用 (11)タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く) (12)普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料 (13)普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 (14)訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) (15)医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費 (16)その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費	通所介護事業所	通常規模型	892/事業所	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができない。 ・1事業所・施設につき、別表2、別表3及び別表4と合わせて申請することができる。
			大規模型(I)	1,137/事業所		
			大規模型(II)	1,480/事業所		
			地域密着型通所介護事業所	384/事業所		
			認知症対応型通所介護事業所	375/事業所		
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939/事業所	
			大規模型(I)	1,181/事業所		
			大規模型(II)	1,885/事業所		
			短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44/定員		
			訪問介護事業所	534/事業所		
			訪問入浴介護事業所	564/事業所		
			訪問看護事業所	518/事業所		
			訪問リハビリテーション事業所	227/事業所		
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508/事業所		
			夜間対応型訪問介護事業所	204/事業所		
			居宅介護支援事業所	148/事業所		
			福祉用具貸与事業所	148/事業所		
			居宅療養管理指導事業所	33/事業所		
			小規模多機能型居宅介護事業所	475/事業所		
			看護小規模多機能型居宅介護事業所	638/事業所		
介護老人福祉施設	38/定員					
地域密着型介護老人福祉施設	40/定員					
介護老人保健施設	38/定員					
介護医療院	48/定員					
介護療養型医療施設	43/定員					
認知症対応型共同生活介護事業所	36/定員					
養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	定員30人以上	37/定員				
	定員29人以下	35/定員				

(※1) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

(※2) 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

別表2（第3条関係）

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1利用者当たり）（※1）		備考		
<p>在宅サービス事業所による利用者への再開支援事業</p> <p>令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った県内の在宅サービス事業所、居宅介護支援事業所等（具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。）</p> <p>（在宅サービス事業所）</p> <p>在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行い、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合</p> <p>（居宅介護支援事業所）</p> <p>在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合</p> <p>※「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者）</p> <p>※「確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること（※2）</p> <p>※「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと</p> <p>※「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと</p>			通所介護事業所	通常規模型	<p>（電話による確認の場合）1.5</p> <p>（訪問による確認の場合）3</p>	<p>・1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。</p> <p>・1事業所・施設につき、別表1、別表3及び別表4と合わせて申請することができる。</p>	
				大規模型（Ⅰ）			
				大規模型（Ⅱ）			
			地域密着型通所介護事業所				
			認知症対応型通所介護事業所				
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型			
				大規模型（Ⅰ）			
				大規模型（Ⅱ）			
			短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所				
			訪問介護事業所				
			訪問入浴介護事業所				
			訪問看護事業所				
			訪問リハビリテーション事業所				
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
夜間対応型訪問介護事業所							
居宅介護支援事業所	電話による確認（※2）	1.5(看護師等(※3)が協力した場合:4.5)(※4)					
	訪問による確認（※2）	3(看護師等(※3)が協力した場合:6)(※4)					
福祉用具貸与事業所							
居宅療養管理指導事業所							
小規模多機能型居宅介護事業所							
看護小規模多機能型居宅介護事業所							

- (※1) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
  - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
  - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。
- (※2) 1利用者につき、「電話による確認」と「訪問による確認」の併給は認められない。
- (※3) 看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）
- (※4) 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと。

別表3（第3条関係）

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1利用者当たり）（※）		備考		
在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った県内の在宅サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの密（「換気が悪い密閉空間」、多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等</li> <li>a 長机</li> <li>b 飛沫防止パネル</li> <li>c 換気設備</li> <li>d（電気）自転車（リース費用含む）</li> <li>e タブレット等のICT機器（リース費用含む。）（通信費用は除く）</li> <li>f 感染防止のための内装改修費</li> <li>g その他、新型コロナウイルス感染症防止のための必要な経費</li> </ul>	通所介護事業所	通常規模型	200/事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。</li> <li>なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> <li>・1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。</li> <li>・1事業所・施設につき、別表1、別表2及び別表4と合わせて申請することができる。</li> </ul>	
				大規模型（Ⅰ）	200/事業所		
				大規模型（Ⅱ）	200/事業所		
			地域密着型通所介護事業所	200/事業所	認知症対応型通所介護事業所		200/事業所
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型	200/事業所		
				大規模型（Ⅰ）	200/事業所		
				大規模型（Ⅱ）	200/事業所		
			短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	200/事業所	訪問介護事業所		200/事業所
			訪問入浴介護事業所	200/事業所	訪問看護事業所		200/事業所
			訪問リハビリテーション事業所	200/事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200/事業所
			夜間対応型訪問介護事業所	200/事業所	居宅介護支援事業所		200/事業所
			福祉用具貸与事業所	200/事業所	居宅療養管理指導事業所		200/事業所
			小規模多機能型居宅介護事業所	200/事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200/事業所

（※）事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

別表4（第3条関係）

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率	備考
介護慰労金事業	「鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領」（令和2年7月21日付第202000104753号鳥取県福祉保健部長通知）に基づき、対象職員に慰労金を支給した介護サービス事業所・施設等	対象職員の口座に慰労金を振り込んだ際に係る振込手数料	10/10	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所・施設ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li><li>・1事業所・施設につき、別表1、別表2及び別表3と合わせて申請することができる。</li></ul>



(別添2)

令和 年 月 日

(都道府県) 知事 殿

(法人名)  
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 介護慰労金事業                     | 千円 |
| 2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業   | 千円 |
| 3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業     | 千円 |

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（様式1及び別添）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- 3 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

【申請内容に関する連絡先】

申請法人住所	〒	
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(様式1) 事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	介護保険 事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる 事業所・施設名	補助予定額(千円)					審査 結果
							介護 慰労金	20万円 対象者の 有無	感染対策 費用助成 事業	個別再開 支援助成 事業	再開環境 整備助成 事業	
1	0	0	0	0			0					
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

1 ページ

(注) 行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(別添)事業所・施設別申請額一覧(サービス別一覧)													
No.	介護保険事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	電話番号	郵便番号	住所	代表となる事業所・施設名	補助予定額(千円)					
								介護慰労金	20万円対象者の有無	感染対策費用助成事業	個別再開支援助成事業	再開環境整備助成事業	合計
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。													

1 ページ

施設概要									
介護保険事業所番号		事業所名称			電話番号		担当部署名		
所在地	都道府県名	住所		連絡先	電話番号		担当部署名		
提供サービス(ワルダウから選択)				定員	人	職員数	(派遣含む)	人	
事業区分		<input type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載			<input type="checkbox"/> 感染対策費用助成事業 → 2を記載 <input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載				
口座情報									
<input type="checkbox"/> 国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する					<input type="checkbox"/> 国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない				
<small>本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。【重複継続がある場合を除く】            重複継続されていない場合は、左欄に✓を入れて下さい。            ※重複継続されている場合、都道府県に申請して下さい。</small>									
支出予定額									
1. 介護慰労金事業 <small>※対象職員の名簿等について、様式2を作成すること</small>							申請額①	千円	
慰労金の区分・人数	20万円対象	0人	5万円対象	0人	振込手数料	千円(千円未満切り捨て)			
2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業						補助上限額	申請額	今回申請分②	千円
【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】						千円	申請額	既申請分	千円
						千円	申請額	年度合計額	千円
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等							
貸金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								
3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業							申請額③	千円	
利用者1人あたり単価 (在宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500円	円	対象利用者数		人			
	訪問による確認	3,000円	円	対象利用者数		人			
在宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500円	円	対象利用者数		人			
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500円	円	対象利用者数		人			
	訪問による確認	3,000円	円	対象利用者数		人			
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000円	円	対象利用者数		人			
4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業						補助上限額	申請額	今回申請分④	千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】						千円	申請額	既申請分	千円
						千円	申請額	年度合計額	千円
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等							
貸金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計	0								

(注)2. 及び4. の事業の申請額(今回申請分)は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

(様式3)介護慰労金受給職員表(法人単位)

※ 本表は法人単位でまとめて記載すること。

	氏名(漢字)	氏名(全角カナ)	生年月日 (西暦)	本人の住所	主たる勤務先		分類			慰労金 (万円)	確認事項				支払実績	
					事業所番号	事業所・施設の名称	施設区分	対応区分	他の施設等との 期間通算がある 場合その施設名		委任状の 有無	他法人で の慰労金 の申請の 有無	業務委託 による 従事者	重複 申請者 確認用	支払年月日 (西暦)	支払金額 (円)
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35																
36																
37																
38																
39																
40																

1ページ

(様式4)									
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実績報告書(事業所単位)									
施設概要									
介護保険事業所番号		事業所名称							
所在地	郵便番号	都道府県名	住所		連絡先	電話番号	担当部署名		
提供サービス		サービス種類コード		定員	人	職員数	人		
事業区分		<input type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載			<input type="checkbox"/> 感染対策費用助成事業 → 2を記載 <input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載				
口座情報									
<input type="checkbox"/> 国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する					<input type="checkbox"/> 国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない				
<small>本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。[債権譲渡がある場合を除く]            債権譲渡されていない場合は、左側に○を入れて下さい。            ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。</small>									
支払済額									
1. 介護慰労金事業 <small>※対象職員のある等について、様式3を作成すること</small>						実績額①	千円		
慰労金の区分・人数	20万円対象	人	5万円対象	人	振込手数料	千円(千円未満切り捨て)			
2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業					補助上限額	実績額②	千円		
【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】					千円		年度合計額	千円	
科目	支払済額(円)		用途・品目・数量等						
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計									
3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業						実績額③	千円		
利用者1人あたり単価 (在宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500 円	対象利用者数			人			
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数			人			
在宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500 円	対象利用者数			人			
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500 円	対象利用者数			人			
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数			人			
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000 円	対象利用者数			人			
4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業					補助上限額	実績額④	千円		
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】					千円		年度合計額	千円	
科目	支払済額(円)		用途・品目・数量等						
賃金・報酬									
謝金									
会議費									
旅費									
需用費									
役務費									
委託料									
使用料及び賃借料									
備品購入費									
合計									

(注)2. 及び4. の事業の実績額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

(注)各科目の支払額を証する書類(領収書等)については、県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、法人本部等において

額の確定日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた時)の属する年度の終了後5年間は適切に保管しておくこと。

(申請者住所)

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金等交付決定・概算払通知  
及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）（以下「本補助金」という。）及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金（以下、「本慰労金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領（令和2年7月21日付第202000104753号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要領」という。）第5条に基づき、下記のとおり交付・支給することに決定したので、規則第8条第1項及び要領第5条第1項の規定により通知します。

## 記

## 1 補助金交付決定通知

## (1) 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

## (2) 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額総額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

	算定基準額		交付決定額	
(1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	金	円	金	円
(2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	金	円	金	円
(3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	金	円	金	円
(4) 介護慰労金事業（振込手数料分）	金	円	金	円
計	金	円	金	円

## (3) 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

## (4) 補助金交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）交付要綱（令和2年7月17日付第202000102115号鳥取県福祉保健部長通知）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

## (5) 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

## (6) 概算払額等

## ①概算払額

## ②概算払いの時期

## 2 慰労金支給決定通知

本慰労金の支給決定総額 金〇〇〇円

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所  
申請者 氏 名 印  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (介護分) 実績報告書

年 月 日付第〇〇〇号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金名称	鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (介護分)				
	交付決定 (※)		実 績		差 額 (A - B)
	算定基準額	交付決定額 (A)	算定基準額	交付決定額 (B)	
(1)感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
(2)在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
(3)在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
(4)介護慰労金事業 (振込手数料分)	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
計	金 円	金 円	金 円	金 円	金 円
添付書類	1. 事業所・施設別申請額一覧 (様式1号及び別添) 2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (介護分) に関する事業実績報告書 (様式4号) 3. 介護慰労金受給職員表 (法人単位) (様式3号)				

(※) 「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金等交付決定・概算払通知及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給決定通知書」の1(2)交付決定額の金額 (変更交付決定を受けた場合は変更交付決定額) を記入すること。



別添 5 (第 8 条 関 係)

第 年 月 日 号

様

申請者名 : 印

鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (介護分) に係る 消費 税  
控除仕入 税 額 報 告 書

令和 年 月 日付第 号で交付の決定通知 (又は変更決定) があつた補助金について、  
鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金 (介護分 (以下「交付要綱」という。)) 第 8 条第  
4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付要綱第 8 条の規定による補助金額の確定額  
(令和 年 月 日付第 号による補助金交付決定額)  
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)  
金 円

(注) 記載内容を確認できるための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、  
特定収入の割合を確認できる資料) を添付してください。